

**令和 7 年度出雲市POS機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、令和 7 年度出雲市POS機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入業務の受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた業務を提供できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 業務名

令和 7 年度出雲市POS機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入業務

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度出雲市POS機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

17,380,505 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 日程（予定）

今回のプロポーザルに係る日程（予定）は下表のとおり。

項 目	日 程
企画提案募集開始	令和 7 年 7 月 7 日（月）
質問書提出期限	令和 7 年 7 月 11 日（金） 17：00 必着
質問に対する最終回答	令和 7 年 7 月 16 日（水）
参加申込書提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火） 17：00 必着
参加資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 31 日（木）
企画提案書提出期限	令和 7 年 8 月 1 日（金） 17：00 必着
提案書に基づくプレゼンテーション	令和 7 年 8 月 6 日（水）
審査結果通知（書面）	令和 7 年 8 月 7 日（木） 発送

4 担当部署及び問い合わせ先

出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室（担当：多々納）

〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地

TEL：0853-21-6527

FAX：0853-21-3369

E-mail：digital@city.izumo.shimane.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内に本店もしくは事業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること
 - ① 出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登載されている者
 - ② 参加申込書の提出期限までに、出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱（平成24年出雲告示第151号）で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類（6(1)③に記載）を提出した者
- (4) 出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成17年出雲市告示第156号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書提出期限の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団若しくはその他の構成員の統制下にある者でないこと及び暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 企業概要（様式第2号） 1部

※ 別途、企業概要を確認できる書類（パンフレット等）を添付すること。

- ③ 出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類

※ ただし、出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登載されている者は、提出を要しない。

ア 経営実態調書（様式第3号）

イ 委任状（様式第3号の2）（本社が契約等の権限を代理人へ委任する場合に提出）

ウ 誓約書（様式第4号）

エ 役員等名簿（様式第5号）

オ 出雲市税の滞納のない証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）又は市税情報確認同意書（様式第6号）

※ 出雲市内に本店又は事業所がない者は提出を要しない。

カ 申請者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 申請者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 法人登記の履歴事項全部証明書（法人）又は代表者の身分証明書（個人）

(2) 提出方法

持参、郵送又はしまね電子申請サービスによる提出

※ 出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類の提出が必要な場合は、持参又は郵送に限る。

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、郵送に係る事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出先

① 持参又は郵送

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室

② しまね電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-izumo/proc-search/procedures/71eb7594-fda5-48b5-b478-459796c388b4>

(4) 参加資格審査結果の通知

① 通知方法

全ての参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果通知書（様式第7号）を電子メール（参加資格の有無を本文に記載）にて通知する。

※ 通知先は、参加申込書に記載された担当者の連絡先とする。

② 参加資格がないと認められた者の理由説明請求

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができる。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

① 提出書類

質問書（様式第8号）

② 提出方法

ア 電子メールに質問書を添付して提出先に送信すること。

イ 電子メールの件名は、「令和7年度出雲市POS機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入業務質問」とすること。

ウ 必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

※ 電子メール以外の方法及び提出期限後の質問は受け付けない。

③ 提出先（送信先）

出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室

E-mail: digital@city.izumo.shimane.jp

(2) 回答方法

出雲市ウェブサイト質問及び回答を掲載する。

※ 質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断したときは、質問者に対してのみ回答する場合がある。

8 企画提案書の提出

表紙は様式第9号を用いることとし、企画提案本文の様式は任意とする。

用紙サイズはA4版とし、両面印刷で作成すること。ただし、これにより難しい場合はA3版の使用も可とする。

提案項目は仕様書の内容を踏まえ、別表1に示す各項目に則って記載すること。

提案内容は、できる限り具体的なものとし、簡素な文書を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

(1) 提出方法

持参、郵送又はしまね電子申請サービスによる提出

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、郵送に係る事故等については提出者のリスク負担とする。

(2) 提出部数（持参または郵送の場合）

- | | |
|----------------|----|
| ① 正本 | 1部 |
| ② 副本 | 5部 |
| ③ 電子データ（PDF形式） | 1部 |

※ CD-ROM等の記録媒体により提出すること。

(3) 提出先

① 持参又は郵送

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市総務部情報政策課デジタル戦略室

② しまね電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-izumo/proc-search/procedures/71eb7594-fda5-48b5-b478-459796c388b4>

9 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施場所 出雲市役所もしくはオンライン
- (2) 実施時間 説明は30分以内、質疑応答は10分程度とする。
- (3) 貸出物品 机、椅子、スクリーン、プロジェクター

※ その他詳細については、企画提案者に別途連絡する。

※ 参加申込の状況によっては、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合がある。

10 受託候補者の選定

(1) 選定方法

① 提出された企画提案書及びプレゼンテーションを、本市が設置する審査委員会において評価基準に基づき採点する。

② 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、総合点が次

に高い者と交渉を行う。

- ③ ②において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の協議により候補者を選定する。

- ④ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

1 1 選定結果

- (1) 選定結果は、全ての企画提案者にプロポーザル審査結果通知書（様式第10号）により通知する。
- (2) 選定結果通知を発送した日の翌日以降に、次の項目を市のウェブサイトで公表する。
 - ① 所管課及び業務名
 - ② 企画提案者数
 - ③ 受託候補者の名称
- (3) 選定結果についての問合せは受け付けない。また、異議申立ても認めない。

1 2 契約締結に向けての協議

- (1) 契約までの手順
以下の①から③の手順により委託契約を締結する。
 - ① 受託候補者と契約内容について協議を行う。
※ 仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更も含む。
 - ② 本市と受託候補者の双方が契約内容に合意した場合、受託候補者から見積書を徴する。
 - ③ 見積金額が、本市の予定価格の範囲内であった場合、委託契約を締結する。
- (2) 協議が不調となった場合又は見積金額が予定価格の範囲内に収まらなかった場合は、審査委員会における評価結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

1 3 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な受託候補者選定に影響があるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

1 4 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① 提出された書類は返却しない。
 - ② 提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。
 - ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

- ④ 提出された書類は、受託候補者選定に必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て企画提案者の負担とする。また、本市の都合による本プロポーザルの中止又は延期を含め、いかなる理由においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（候補者として選定された後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ③ 実施要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 本市が指定した時間に、特別の事情なくプレゼンテーションを行えなかった場合
 - ⑥ 見積書の金額が、提案上限額を超過している場合
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。
- (6) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、委託業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することなく、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (7) 企画提案者は、不知又は内容の不明を理由として、本プロポーザルに関していかなる異議も申し立てることはできないものとする。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限る。

15 施行期間

本実施要領は、令和7年7月7日から施行し、令和7年度出雲市POS機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入業務の委託契約締結をもって、その効力を失う。

別紙「評価基準」

大項目	中項目	審査項目	配点
1. 全体計画・業務理解度	業務の理解度	・業務目的（窓口業務の効率化、市民の利便性向上）を正しく理解し、実現するための具体的な方針が示されているか。	10
	導入スケジュール	・納入期限の遵守、および可能な限りの早期納入について具体的な計画が示されているか。	
		・稼働開始日から安定稼働できる実行計画となっているか。	
	現地調査・設置計画	・納品前の現地調査、発注者との調整、機器の設置・設定に関する計画は具体的かつ適切か。	
2. システム構成・環境	通信・ネットワーク	・市が提供する通信回線（LTE/5G等）に接続し、安定稼働させるための構成となっているか。	10
		・不正アクセス防止策など、具体的なセキュリティ対策が明記され、その内容は十分か。	
	オフライン対応	・通信障害時にも現金決済業務が継続できる運用機能（ローカルエリアネットワーク構築等）が提供されるか。	
	売上管理機能	・通信障害からの復旧機能について具体的な提案がなされているか。	
3. 機能要件	POSレジ本体・アプリ機能	・職員用・来庁者用画面、部門別管理、権限管理など基本機能は要件を満たしているか。	20
		・電子ジャーナル機能や、指定された項目（取扱日時、歳入科目コード等）を含むCSV出力機能を有しているか。	
		・決済種別ごとや、任意の支払科目を一括でCSV出力できるか。	
		・商品マスタ機能（色指定、料金改定の予約、現金のみへの支払い手段限定）は要件を満たしているか。	
		・レシートのタイトルを支払い手段に応じて「領収書」「利用明細書」等に出し分けできるか。	
		・将来の法改正等に対応する無償でのバージョンアップまたは同等の機能向上が可能か。	
	キャッシュレス決済端末機能	・端末の画面サイズは操作性に配慮されているか。	
		・接触IC、磁気、PIN入力、QRカメラの各機能を搭載した新品の端末であるか。	
		・必須決済ブランド（VISA、JCB、交通系IC、PayPay等）に全て対応しているか。また、追加提案はあるか。	
	自動釣銭機	・「いずれも緑結びペイ（MPM方式）」に対応可能か。	
		・回線障害時にも対応できるデータ蓄積機能やセキュリティ対策は十分か。	
		・国内発行の全金種に対応し、指定された枚数以上を収納できるか（硬貨:各100枚以上、紙幣:各100枚以上、うち1000円札は200枚以上）。	
4. 指定納付受託業務	周辺機器（その他）	・2024年発行の新紙幣、2021年発行の新500円硬貨に対応可能か。	10
		・残高確認・印字、自動精査、釣銭取り忘れ防止通知など、必須機能を有しているか。	
		・レシートプリンタは、要件（印字内容、用紙サイズ等）を満たしているか。	
		・2次元コードスキャナは、コンビニ収納用バーコードやeL-QRの読み取りが可能か。	
		・ドロアは、要件（収納容量、プリンタ連動、施錠）を満たしているか。	
		・指定納付受託者として、全ての決済手段の収納金を一元的に取りまとめて市へ振り込むスキームとなっているか。	
	収納金振込・手数料	・キャッシュレス決済に係る取扱手数料率は競争力のある価格か（消費税の課税・非課税も明記）。	
		・手数料の支払方法は市の基本方針（相殺）に沿っているか、または合理的で分かりやすい提案がなされているか。	
5. 保守・サポート体制	保守体制	・保守窓口は全ての機器で一元化されているか。	10
		・保守対応時間は、平日・休日を問わず業務に支障が出ないよう設定されているか。	
		・障害発生時の対応（迅速な修理・交換、無償での駆けつけ保守）は適切か。	
		・年1回以上の定期保守点検が実施されるか、または代替手段が提案されているか。	
6. 研修・納品物	保守期間	・釣銭機及び周辺機器（決済端末除く）について、4年以上の保守サポートが提供されるか。	10
7. 見積価格	職員研修・マニュアル	・稼働開始までに、対面での職員向け操作研修を実施する計画となっているか。	10
	著作権	・マニュアルは利用者が容易に理解できる内容で、指定された形式（A4両面カラー、PDF等）で作成されるか。	
8. 見積価格		・作成されたマニュアル等の著作権が出雲市に帰属することが明記されているか。	10
		・見積価格について、次の計算式により算出した採点基準割合を下記「採点基準B」により評価 採点基準割合=提案者内の最低見積価格/提案者の見積価格×100(小数点以下切捨て)	
9. 独自提案		・本市の業務に対して有益と思われる事項が提案されているか。	10
9. その他	法令遵守・情報管理	・守秘義務、個人情報保護、関係法令の遵守が誓約されているか。	10
	緊急時対応	・事故や災害等の緊急時における業務継続のための対応体制は十分か。	
		・情報漏洩等が発生した場合、速やかな報告と、受注者の費用負担で対応することが明記されているか。	
合計			100

採点基準A（7以外）

区分	評点
優れている	×1.0
やや優れている	×0.8
普通	×0.6
やや劣っている	×0.4
劣っている	×0.2

採点基準B（見積価格）

区分	評点
採点基準割合 100%	×1.0
採点基準割合 99%以下	×0.9
採点基準割合 96%以下	×0.8
採点基準割合 93%以下	×0.7
採点基準割合 90%以下	×0.6